# 建設業の許可と種類

#### (1)建設業とは 建設業法第2条

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成 を請け負うことをいいます。

ここでいう請負とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその 仕事の結果に対して報酬を与えることを約束する契約のことをいいます。

### (2) 許可を必要とする者 建設業法第3条

建設業を営もうとする者は、下表に掲げる工事(軽微な工事)を除き、全て許可の対象となり、建設業の種類(業種)ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

建築一式工事	1件の請負代金が500万円(注)未満の工事(消費税込み)
以外の建設工事	
建築一式工事で右	(1) 1件の請負代金が 1,500 万円(注)未満の工事(消費税込み)
のいずれかに該当	(2)請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が 150 m²未満
するもの	の工事
	(主要構造部が木造で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの)

- (注) ①一つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。
  - ②注文者が材料を提供する場合は、市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものが上記の請負代金の額となります。

### (3) 許可の種類 建設業法第3条

ア 国土交通大臣許可 ……… 二つ以上の都道府県に営業所がある場合

イ 知 事 許 可 ……… 一つの都道府県のみに営業所がある場合

建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他府県でも行うことができます。例えば、東京都知事から許可を受けた建設業者は、東京都内の本支店のみで営業活動を行えますが、その本支店で締結した契約に基づいた工事は、営業所のない他道府県でも行うことができます。

大臣許可に該当するかどうか不明な場合は、国土交通省の各地方整備局にご相談ください。

※「営業所」とは、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、最低限度 の要件としては、契約締結に関する権限を委任された者がおり、かつ、営業を行うべ き場所を有し、電話、机等、什器備品を備えていることが必要です。

## (4) 建設工事と建設業の種類

※土木一式、建築一式の許可があっても、各専門工事の許可がない場合は、500 万円以上(消費税込み)の専門工事を単独で請け負うことはできません。

略号	建設工事	建設業の	内 容	例 示	
	の種類	種 類			
土	土木一式	土木工事	原則として元請業者の立場	橋梁、ダム、空港、トンネル、	
	工事	業	で総合的な企画、指導、調整	高速道路、鉄道軌道(元請)、区	
			の下に土木工作物を建設す	画整理道路・団地等造成(個人	
			る工事であり、複数の下請業	住宅の造成は含まない。)、公道	
			者によって施工される大規	下の下水道(上水道は含まな	
			模かつ複雑な工事	い。)、農業・かんがい水道工事	
				を一式として請け負うもの	
建	建築一式	建築工事	原則として元請業者の立場	建築確認を必要とする新築及び	
	工事	業	で総合的な企画、指導、調整	増改築	
			の下に建築物を建設する工		
			事であり、複数の下請業者に		
			よって施工される大規模か		
			つ複雑な工事		
大	大工工事	大工工事	木材の加工若しくは取付け	大工工事、型枠工事、造作工事	
		業	により工作物を築造し、又は		
			工作物に木製設備を取り付		
			ける工事		
左	左官工事	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆	左官工事、モルタル工事、モル	
		業	くい、プラスター、繊維等を	タル防水工事、吹付け工事、と	
			こて塗り、吹き付け、又は貼	ぎ出し工事、洗い出し工事	
			り付ける工事		

略号	建設工事	建設業の	 内 容	例示
哈万			P1	71\
,	の種類	種類	A - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 1	
논	とび・土			イ とび工事、ひき工事、足場等
	エ・コン	工工事業	具・建設資材等の重量物	仮設工事、重量物の揚重運搬
	クリート		の運搬配置、鉄骨等の組	配置工事、鉄骨組立て工事、
	工事		立て等を行う工事	コンクリートブロック据付
			ロ くい打ち、くい抜き及び	け工事
			場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、く
			ハ 土砂等の掘削、盛上げ、	い抜き工事、場所打ぐい工事
			締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工
			ニ コンクリートにより工作	事発破工事、盛土工事
			物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリ
			ホ その他基礎的ないしは準	ート打設工事、コンクリート
			   備的工事	圧送工事、プレストレストコ
				ンクリート工事
				   ホ 地すべり防止工事、地盤改良
				工事、ボーリンググラウト工
				事、土留め工事、仮締切り工
				事、火田の工事、ほ間のプロー
				事、道路付属物設置工事、屋
				外広告物設置工事(『鋼構造
				物工事』における「屋外広告
				工事」以外のもの) 捨石工
				事、外構工事、はつり工事、
				切断穿孔工事、アンカー工
				事、あと施工アンカー工事、
				潜水工事
石	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリ	石積み(張り)工事、コンクリ
			ートブロック及び擬石を含	ートブロック積み(張り)工事
			む。)の加工又は積方により	
			   工作物を築造し、又は工作物	
			  に石材を取り付ける工事	
屋	屋根工事	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等に	屋根ふき工事、屋根一体型の太
			より屋根をふく工事	陽光パネル設置工事
			0. / LINC V 1 T	MA I ME TT

略号	建設工事	建設業の	内 容	例示
	の種類	種類		
電	電気工事	電気工事	発電設備、変電設備、送配電	発電設備工事、送配電線工事、
		業	設備、構内電気設備等を設置 する工事	引込線工事、変電設備工事、構
			9 公工事	内電気設備(非常用電気設備を   含む。) 工事照明設備工事、電車
				線工事、信号設備工事、電車
				装置工事(避雷針工事)、太陽光
				発電設備の設置工事(『屋根工
				事』以外のもの)
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備
			給排水、衛生等のための設備	工事空気調和設備工事、給排
			を設置し、又は金属製等の管	水・給湯設備工事、厨房設備工
			を使用して水、油、ガス、水	事、衛生設備工事、浄化槽工事、
			蒸気等を送配するための設	水洗便所設備工事ガス管配管工
			備を設置する工事	事、ダクト工事、管内更生工事、
-		2		(配水小管)
タ	タイル・	タイル・	れんが、コンクリートブロッ	コンクリートブロック積み(張
	れんが・	れんが・	ク等により工作物を築造し、	り)工事、レンガ積み(張り)
	ブロック	ブロック	又は工作物にれんが、コンク	工事、タイル張り工事、築炉工
	工事	工事業	リートブロック、タイル等を	事、スレート、張り工事、サイ
			取り付け又は貼り付ける工   事	ディング工事
鋼	鋼構造物	鋼構造物	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、
	工事	工事業	は組立てにより工作物を築	石油、ガス等の貯蔵用タンク設
			造する工事	置工事屋外広告工事、閘門、水
				門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手
		業	し、又は組み立てる工事	工事
舗	舗装工	舗装工事	道路等の地盤面をアスファ	アスファルト舗装工事、コンク
	事	業	ルト、コンクリート、砂、砂	
			利、砕石等により舗装する工	工事、路盤築造工事
			事	
しゆ	しゆんせ	しゆんせ	河川、港湾等の水底をしゅん	しゅんせつ工事
	つ工事	つ工事業	せつする工事	

略号	建設工事	建設業の	内 容	例示
	の種類	種類		
板	板金工事	板金工事	金属薄板等を加工して工作	板金加工取付け工事、建築板金
		業	物に取り付け、又は工作物に	工事
			   金属製等の付属物を取り付	
			ける工事	
ガ	ガラスエ	ガラスエ	工作物にガラスを加工して	ガラス加工取付け工事、ガラス
	事	事業	  取り付ける工事	  フィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹き	塗装工事、溶射工事、ライニン
		業	付け、塗り付け、又は貼り付	グ工事、布張り仕上工事、鋼構
			ける工事	造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事	アスファルト、モルタル、シ	アスファルト防水工事、モルタ
		業	ーリング材等によって防水	ル防水工事、シーリング工事、
			を行う工事	<b>塗膜防水工事、シート防水工事、</b>
			(※建築系の防水のみ)	注入防水工事
内	内装仕上	内装仕上	木材、石膏ボード、吸音板、	インテリア工事、天井仕上工事、
	工事	工事業	壁紙、畳、ビニール床タイル、	壁張り工事、内装間仕切り工事、
			カーペット、ふすま等を用い	床仕上工事、たたみ工事、ふす
			て建築物の内装仕上げを行	ま工事、家具工事、防音工事
			う工事	
機	機械器具	機械器具	機械器具の組立て等により	プラント設備工事、運搬機器設
	設置工事	設置工事	工作物を建設し、又は工作物	置工事、内燃力発電設備工事(ガ
		業	に機械器具を取り付ける工	スタービンなど)、集塵機器設置
			事	工事、トンネル・地下道等の給
				排気機器設置工事、揚排水機器
			※組立て等を要する機械器	設置工事、ダム用仮設備工事、
			具の設置工事のみ。	遊技施設設置工事、舞台装置設
			※他工事業種と重複する種	置工事、サイロ設置工事、立体
			類のものは、原則として、	駐車設備工事
			その専門工事に分類され	
			る。	
絶	熱絶縁工	熱絶縁工	工作物又は工作物の設備を	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動
	事	事業	熱絶縁する工事	力設備又は燃料工業、化学工業
				等の設備の熱絶縁工事、ウレタ
				ン吹付け断熱工事

略号	建設工事	建設業の	内 容	例 示
	の種類	種 類		
通	電気通信	電気通信	有線電気通信設備、無線電気	電気通信線路設備工事、電気通
	工事	工事業	通信設備、放送機械設備、デ	信機械設置工事、放送機械設置
			ータ通信設備等の電気通信	工事、空中線設備工事、データ
			設備を設置する工事	通信設備工事情報制御設備工
				事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事	整地、樹木の植栽、景石の据	植栽工事、地被工事、景石工事、
		業	付け等により庭園、公園、緑	地ごしらえ工事、公園設備工事、
			地等の苑地を築造し、道路、	広場工事、園路工事、水景工事、
			建築物の屋上等を緑化し、又	屋上等緑化工事、緑地育成工事
			は植生を復元する工事	
井	さく井工	さく井工	さく井機械等を用いてさく	さく井工事、観測井工事、還元
	事	事業	孔、さく井を行う工事又はこ	井工事、温泉掘削工事、井戸築
			れらの工事に伴う揚水設備	造工事、さく孔工事、石油掘削
			設置等を行う工事	工事、天然ガス掘削工事、揚水
	71. U	7. P <b>7</b> *	<b>一大小</b> 小,把一大工人 <b>日</b> 知 今	設備工事
具	建具工事	建具工事	工作物に木製又は金属製の	金属製建具取付け工事、サッシー
		業	建具等を取り付ける工事	取付け工事、金属製カーテンウ
				オール取付け工事、シャッター
				取付け工事、自動ドアー取付け
				工事、木製建具取付け工事、ふ     すま工事
水	 水道施設	 水道施設		りょエ争
//\	工事	工事業	の取水、浄水、配水等の施設	配水施設工事、日水施設工事、
	工事	上ず未 	を築造する工事又は公共下	事
			水道若しくは流域下水道の	7
			処理設備を設置する工事	
消	消防施設	消防施設	火災警報設備、消火設備、避	屋内消火栓設置工事、スプリン
	工事	工事業	難設備若しくは消火活動に	クラー設置工事、水噴霧、泡、
	-		必要な設備を設置し、又は工	不燃性ガス、蒸発性液体又は粉
			作物に取り付ける工事	末による消火設備工事、屋外消
				火栓設置工事、動力消防ポンプ
				設置工事、火災報知設備工事、
				漏電火災警報器設置工事、非常
				警報設備工事、金属製避難はし
				ご、救助袋、緩降機、避難橋又
				は排煙設備の設置工事

### 法律

略号	建設工事	建設業の	内 容	例 示
	の種類	種 類		
清	清掃施設	清掃施設	し尿処理施設又はごみ処理	ごみ処理施設工事、し尿処理施
	工事	工事業	施設を設置する工事	設工事
解	解体工事	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事
		業	※それぞれの専門工事にお	
			いて建設される目的物につ	
			いて、それのみを解体する工	
			事は各専門工事に該当する。	
			※総合的な企画、指導、調整	
			のもとに土木工作物や建築	
			物を解体する工事は、それぞ	
			れ土木一式工事や建築一式	
			工事に該当する。	